社会福祉法人精華町社会福祉協議会

平成２７年度　第２回　理事会議事録

１　開催年月日　　平成２７年１０月１４日（木）
　　午後６時００分～午後７時５０分
２　開催場所　　精華町地域福祉センター
　　かしのき苑　１階　会議室Ａ・Ｂ
３　理事総数　　１４名（１名欠員）
４　出席者氏名　（１１名）
　理事　　森　修美　岩前良幸　雲北一雄　山本正來　長谷川 悟
　　中畔秀昭　岩里周英　石崎照代　青木 透　村瀬由美子
　　福味加世子
　監事　　浦田善之
５　欠席者氏名　　齊藤裕三　田中智美　松本勝美
６　議事の経過要領及び議案議決の結果

日程番号１　議長の互選について
　定刻に至り、定款第１１条第４項の規定により議長に山本正來理事が選任され、議長は定款第１１条第５項に定める定足数を満たしていることを確認した。

日程番号２　議事録署名人の選任について
　定款第１１条第８項の規定により議事録署名人に長谷川悟・岩前良幸両理事を指名し、議案の審議に入った。

議　　長　　続きまして日程番号３、第７号議案、任期満了に伴う顧問の選任についてに入らせていただきます。事務局から提案願います。
谷川課長　　はい、議長。第７号議案、任期満了に伴う顧問の選任について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会定款第１３条第２項及び社会

福祉法人精華町社会福祉協議会理事・評議員選出等の規程第４条により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、平成２７年１０月２８日をもって、本会顧問の任期が満了することに伴い、理事・評議員選出等の規程第４条に基づいて、精華町長並びに精華町議会議長を顧問として選任したいためのものでございます。平成２７年１０月１４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会、会長岩里周英。それでは、別紙をご覧ください。１枚めくっていただきまして、（福）精華町社会福祉協議会顧問名簿（案）でございます。順不同・敬称略で、番号、氏名、備考の順に朗読させていただきます。１、木村要。精華町長。２、杉浦正省。精華町議会議長。任期、平成２７年１０月２９日から、平成２９年１０月２８日までの２年間でございます。可決承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　ただいま事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

青木理事　（挙手）

議　　長　はい、青木理事。

青木理事　新しい顧問の任期の関係が、１０月２９日からですね。今、１０月２３日までが現職の町長の任期で、選挙やからね。そのへんで扱いはどうなんかなと、ちょっと疑問があるんやけどね。１０月２３日までが任期です。選挙の結果どうなるか、まだわかりませんのでね。それを、新たに１０月２９日からということになれば、充て職やからね。町長がなれるけれど、名前を入れることについてはちょっと違和感を感じるんやけどね。

議　　長　事務局。

事務局長　はい、議長。非常に申し上げ難いところもあるんですが、たまたま社会福祉協議会の役員の任期と、地元行政の精華町長選の時期がほぼ同じということもございまして、現町長の残任期間というのが、次の顧問の任期よりも先に迎えるというような状況でございます。定款によりますと顧問は理事会の同意を得て会長が委嘱するということでございますので、今回、この理事会の中で一度ご協議をいただきまして、変更などございましたら、次回の任期

が１０月２９日からとなりますので１０月２９日早々に再度また理事会を開催していただきまして、その中で再度顧問の選任をしていただくというような恰好になるのかと理解している訳でございますが、今まさに町長選の真っただ中ということでもございますので、現任の町長さまを顧問としてこの段階では提案させていただきたいと考えております。

議　　長　　はい。いわゆる暫定というんですか。

青木理事　　（挙手）

議　　長　　はい。

青木理事　　充て職の精華町長ならいいんです。名前を記すいうことについてはね。先ほども申し上げたように、違和感があるしね。暫定もへったくれもあらへん。だから、そこは当然、氏名は入れなあかんけどね。今日の時点でどうしても決めなあかんのか、どっちみちこの社協の理事会も２８日で任期切れますのでね。その直近ぐらいで開催されますしね。その時期を待って決めてもいいし、どうしても今日決めるということになれば氏名は、ここに任期が書かれてますのでね。いま現在は町長木村要やけど、任期が記されている以上、暫定でそういう判断すること自体はちょっとおかしいん違うかというように思うんですけどね。

議　　長　　事務局お願いします。

事務局長　　はい。ご意見の趣旨のほうはよく理解できました。それでは、例えば１番の精華町長たる木村要さま、ということで今回お名前を入れて提案をさせていただいている訳でございますが、氏名の所を削除させていただきまして、定款に基づく精華町長並びに精華町議会議長たる杉浦正省さま、ということで提案させていただくということでご了承いただければなというふうに思っております。

青木理事　　（挙手）

議　　長　　はい。青木理事。

青木理事　　わかりやすく言えばね、例えば現職の町長がもう今回で降りるという場合、どういう書面の扱いしはります。名前の記しようがないでしょ。だから、名前を記さないでここで決定するということになれば、いま局長が言われたようにね、役職名だけでしといた

ら何ら問題ない訳ですね。あくまで充て職なんやから。そういう形で事務処理していただくほうがいいんかなというふうに思います。

議　　長　　他にご意見ございませんか。

ご意見がなければ、青木理事から提案がありましたように氏名については空白で、充て職ということでこの場は扱うと。そして、また改めてという形でいかがでしょう。先ほど事務局からもお話がありました、個人名を削除という形です。

青木理事　　（挙手）

議　　長　　はい。

青木理事　　先ほど事務局長が申されてますように、会則ではね、氏名は入ってませんよね。定款ではね。だから、それで決めておいたら改めて決める必要はないでしょ。それは町長選挙で、住民の審判で誰にされるかという話で、こちらが町長誰にするかと決める権限も何も有してないのでね。あくまで、精華町長と精華町議会議長を顧問にするということで、精華町長を誰にというのはないですわね。そういう理解のほうがスムーズ違うかなと思うんですけどね。

議　　長　　それでは諮らせていただきます。青木理事から提案がありましたように、精華町長ということでご理解いただいて判断いただけるでしょうか。第７号議案について、賛成の方は挙手願いたいと思います。

理　　事　　（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございます。第７号議案については、全会一致により可決承認されました。続きまして日程番号４、第８号議案、任期満了に伴う評議員の選任についてに入らせていただきます。事務局から提案願います。

井上課長　　はい、議長。第８号議案、任期満了に伴う評議員の選任について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会定款第１６条第１項及び社会福祉法人精華町社会福祉協議会理事・評議員選出等の規程第３条により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、平成２７年１０月２１日をもって、本会評議員の任期が満了することに伴い、理事・評議員選出等の規程第３条に基づいて、次期

評議員を選任したいためのものでございます。平成２７年１０月１４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長岩里周英。それでは、別紙をご覧ください。精華町社会福祉協議会評議員名簿（案）でございますが、順不同、敬称略にて朗読させていただきます。番号、選出区分、氏名、備考の順に朗読いたします。番号１、（１）地区福祉推進委員、神田清司、再任、精北小学校区選出。２、（１）地区福祉推進委員、林輝男、新任、精北小学校区選出。３、（１）地区福祉推進委員、調整中でございます。精北小学校区選出。４、（１）地区福祉推進委員、井上順司、新任、川西小学校区選出。５、（１）地区福祉推進委員、岡田敦子、再任、川西小学校区選出。６、（１）地区福祉推進委員、川﨑貞治、新任、川西小学校区選出。７、（１）地区福祉推進委員、武田勇、新任、山田荘小学校区選出。８、（１）地区福祉推進委員、藤井敏一、新任、山田荘小学校区選出。９、（１）地区福祉推進委員、錦光榮、再任、山田荘小学校区選出。１０、（１）地区福祉推進委員、古川哲夫、新任、東光小学校区選出。１１、（１）地区福祉推進委員、柳田正勝、新任、東光小学校区選出。１２、（１）地区福祉推進委員、吉良陽子、再任、東光小学校区選出。１３、（１）地区福祉推進委員、越知武、新任、精華台小学校区選出。１４、（１）地区福祉推進委員、田島寛之、新任、精華台小学校区選出。１５、（１）地区福祉推進委員、増田権次、新任、精華台小学校区選出。１６、（２）社会福祉事業を経営する役職員、宮部弘正、再任、相楽作業所（社会福祉法人）。１７、（２）社会福祉事業を経営する役職員、齊藤裕三、新任、神の園、（社会福祉法人）。１８、（３）民生児童委員、石本俊和、再任、精華町民生児童委員協議会。１９、（３）民生児童委員、檀上幸裕、再任、精華町民生児童委員協議会。２０、（３）民生児童委員、保田邦子、再任、精華町民生児童委員協議会。２１、（３）民生児童委員、近井季雄、再任、精華町民生児童委員協議会。２２、（３）民生児童委員、大野峰子、再任、精華町民生児童委員協議会。２３、（３）民生児童委員、小西明一、再任、精華町民生児童委員協議会。２４、（３）民生児童委員、上西万里子、再任、精華町民生児童委員協議会。２５、（３）民生児童委員、髙

橋朝子、再任、精華町民生児童委員協議会。２６、（３）民生児童委員、加藤博、再任、精華町民生児童委員協議会。２７、（３）民生児童委員、田中義明、再任、精華町民生児童委員協議会。２８、（４）知識経験者、鬼塚章子、再任、おーぷんせさみ（特定非営利活動法人）。２９、（５）ボランティア、中筋郁子、再任、精華町ボランティア連絡協議会。３０、（５）ボランティア、周防徳子、再任、精華町ボランティア連絡協議会。３１、（５）ボランティア、北野幸子、再任、精華町ボランティア連絡協議会。３２、（５）ボランティア、尾﨑麻由美、再任、精華町ボランティア連絡協議会。３３、（５）ボランティア、髙鍋房美、新任、精華町ボランティア連絡協議会。３４、（５）ボランティア、新田清治、再任、精華町災害ボランティアセンター。３５、（５）ボランティア、藤元雅夫、再任、精華町災害ボランティアセンター。３６、（５）ボランティア、片上智嗣、再任、精華町災害ボランティアセンター。３７、（５）ボランティア、奥野恵子、再任、精華町高齢者サロンボランティア。３８、（５）ボランティア、大冨利子、再任、精華町高齢者サロンボランティア。３９、（５）ボランティア、千葉初代、新任、精華町高齢者サロンボランティア。４０、（５）ボランティア、青野寿代、新任、精華町高齢者サロンボランティア。任期につきましては、平成２７年１０月２２日から平成２９年１０月２１日までのものでございます。定数４０名に対して、新任１４名、再任２５名、合計３９名でございますが、可決承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議　　長　ただいま、事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

ございませんか。ご意見がなければ採決したいと思います。第８号議案について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　（全員挙手）

議　　長　はい。第８号議案については全会一致により可決承認されました。

続きまして日程番号５番。第９号議案、理事における知識経験者の推薦についてに入らせていただきます。事務局から提案願います。

谷川課長　　はい、議長。第９号議案、理事における知識経験者の推薦について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会理事・評議員選出等の規程第１条第１項により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、平成２７年１０月２８日をもって、本会理事の任期が満了することに伴い、理事・評議員選出等の規程第１条第１項により、次期理事として知識経験者を推薦したいためのものでございます。平成２７年１０月１４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長岩里周英。それでは、別紙をご覧ください。理事における知識経験者の被推薦者名簿（案）でございます。それでは、敬称略にて朗読させていただきます。番号１。氏名、石崎照代。住所、相楽郡精華町。主な社会的活動、精華町教育委員会、元社会教育委員長。本会における主な役職、理事４年間、副会長２年間。任期につきましては、平成２７年１０月２９日から平成２９年１０月２８日までの２年間でございます。可決承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　　はい。この議案につきましては、石崎副会長に関する議案ですので、まことにお手数ですが、石崎副会長には一旦ご退室いただきたいと思いますので、事務局は準備をお願いします。

石崎副会長　（退室）

議　　長　　第９号議案について、事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

ございませんか。それでは、ご意見がなければ採決したいと思います。なお、この議案につきましては、理事・評議員選出等の規程第１条により、理事総数の３分の２以上の同意が必要となりますので１０名上の賛成が必要となります。そこで、わたくし議長ですが、私も加わらせていただきまして、定足数１０名を満たしたいと思いますがよろしいでしょうか。

理　　事　　異議なし。

議　　長　　それでは第９号議案について、賛成の方は挙手にてお願いします。

理　　事　　（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございます。全会一致で可決承認いたしました。それでは、石崎副会長に再度入室いただくように、事務局は準備をお

願いします。

石崎副会長　（入室）

議　　長　続きまして日程番号６番。第１０号議案、理事における知識経験者の推薦についてに入らせていただきます。事務局から提案願います。

井上課長　はい、議長。第１０号議案、理事における知識経験者の推薦について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会理事・評議員選出等の規程第１条第１項により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、平成２７年１０月２８日をもって、本会理事の任期が満了することに伴い、理事・評議員選出等の規程第１条第１項により、次期理事として知識経験者を推薦したいためのものでございます。平成２７年１０月１４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長岩里周英。それでは、別紙をご覧ください。理事における知識経験者の被推薦者名簿（案）でございます。敬称略にて朗読させていただきます。番号１。氏名、青木透。住所、相楽郡精華町。主な社会的活動、元精華町職員、地区福祉推進委員。本会における主な役職、理事４年間、地区福祉推進委員４年間。任期につきましては、平成２７年１０月２９日から平成２９年１０月２８日までの２年間でございます。可決承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　はい。この議案につきましては、青木理事に関する議案ですので、まことにお手数ですが、青木理事には一旦ご退室いただきたいと思いますので、事務局は準備をお願いします。

青木理事　（退室）

議　　長　第１０号議案について、事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

ご意見がなければ採決したいと思います。なお、この議案につきましても、先ほどと同じく私も加わらせていただきます。それでは、第１０号議案について賛成の方は挙手にてお願いします。

理　　事　（全員挙手）

議　　長　はい、第１０号議案については全会一致で可決承認いたしました。それでは、青木理事に再度入室いただくように、事務局は準備を

お願いします。

青木理事　（入室）

議　　長　続きまして日程番号７番。第１１号議案、理事における知識経験者の推薦についてに入らせていただきます。事務局から提案願います。

谷川課長　はい、議長。第１１号議案、理事における知識経験者の推薦について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会理事・評議員選出等の規程第１条第１項により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、平成２７年１０月２８日をもって、本会理事の任期が満了することに伴い、理事・評議員選出等の規程第１条第１項により、次期理事として知識経験者を推薦したいためのものでございます。平成２７年１０月１４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長岩里周英。それでは、別紙をご覧ください。理事における知識経験者の被推薦者名簿（案）でございます。敬称略にて朗読させていただきます。番号１。氏名、中畔秀昭。住所、相楽郡精華町。主な社会的活動、元南稲八妻副自治会長、地区福祉推進委員。本会における主な役職、理事４年間、地区福祉推進委員４年間。任期につきましては、平成２７年１０月２９日から平成２９年１０月２８日までの２年間でございます。可決承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議　　長　はい。この議案につきましては、中畔理事に関する議案ですので、まことにお手数ですが、中畔理事には一旦ご退室いただきたいと思います。事務局は準備をお願いします。

中畔理事　（退室）

議　　長　第１１号議案について、事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

ご意見がなければ採決したいと思います。なお、この議案につきましても、先ほどと同じく私も加わらせていただきます。第１１号議案について、賛成の方は挙手にてお願いします。

理　　事　（全員挙手）

議　　長　はい。第１１号議案については、全会一致で提案どおり可決承認いたします。それでは、中畔理事に再度入室いただくように、事

務局は準備をお願いします。

中畔理事　（入室）

議　　長　続きまして日程番号８番。第１２号議案、理事における知識経験者の推薦についてに入らせていただきます。事務局から提案願います。

井上課長　はい、議長。第１２号議案、理事における知識経験者の推薦について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会理事・評議員選出等の規程第１条第１項により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、平成２７年１０月２８日をもって、本会理事の任期が満了することに伴い、理事・評議員選出等の規程第１条第１項により、次期理事として知識経験者を推薦したいためのものでございます。平成２７年１０月１４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長岩里周英。それでは、別紙をご覧ください。理事における知識経験者の被推薦者名簿（案）でございます。敬称略にて朗読いたします。番号１。氏名、村瀬由美子。住所、相楽郡精華町。主な社会的活動、元精華町社会福祉協議会職員、元民生児童委員。本会における主な役職、職員２６年間、理事２年間。任期につきましては、平成２７年１０月２９日から平成２９年１０月２８日までの２年間でございます。可決承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　はい。この議案につきましても、村瀬理事に関する議案ですので、まことにお手数ですが、村瀬理事には一旦ご退室いただきたいと思います。事務局は準備をお願いします。

村瀬理事　（退室）

議　　長　第１２号議案について、事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

ございませんか。ご意見がなければ採決したいと思います。なお、この議案につきましても、先ほどと同じく私も加わらせていただきます。それでは、第１２号議案について賛成の方は挙手にてお願いします。

理　　事　（全員挙手）

議　　長　ありがとうございました。第１２号議案については全会一致で可

決承認されました。それでは、村瀬理事に再度入室いただくように、事務局は準備をお願いします。

村瀬理事　（入室）

議　　長　続きまして日程番号９番。第１３号議案、理事における知識経験者の推薦についてに入らせていただきます。事務局から提案願います。

谷川課長　はい、議長。第１３号議案、理事における知識経験者の推薦について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会理事・評議員選出等の規程第１条第１項により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、平成２７年１０月２８日をもって、本会理事の任期が満了することに伴い、理事・評議員選出等の規程第１条第１項により、次期理事として知識経験者を推薦したいためのものでございます。平成２７年１０月１４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長岩里周英。それでは、別紙をご覧ください。理事における知識経験者の被推薦者名簿（案）でございます。敬称略にて朗読させていただきます。番号１。氏名、福味加世子。住所、相楽郡精華町。主な社会的活動、高齢者ふれあいサロン里地域、元精北小学校評議員、人権擁護委員。本会における主な役職、理事２年間。任期につきましては、平成２７年１０月２９日から平成２９年１０月２８日までの２年間でございます。可決承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　はい。この議案につきましては、福味理事に関する議案ですので、まことにお手数ですが、福味理事には一旦ご退室いただきたいと思います。事務局は準備をお願いします。

福味理事　（退室）

議　　長　第１３号議案について、事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

ご意見がなければ採決したいと思います。なお、この議案につきましても、先ほどと同じく私も加わらせていただきます。それでは、第１３号議案について賛成の方は挙手にてお願いします。

理　　事　（全員挙手）

議　　長　ありがとうございました、第１３号議案については全会一致で可

決承認されました。それでは、福味理事に再度入室いただくよう、事務局は準備をお願いします。

福味理事　（入室）

議　　長　続きまして、日程番号１０。第１４号議案、特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針の制定についてに入らせていただきます。事務局から提案願います。

事務局長　はい、議長。第１４号議案、特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針の制定について。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成２５年法律第２７号、以下「番号法」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に基づいて、本会における特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針として別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、番号法に基づいて、本会においても平成２８年１月から税並びに社会保障の分野において、職員等の個人番号を取り扱うことに伴い、法人として特定個人情報の適正な取り扱いに関する基本方針を制定したいためのものでございます。平成２７年１０月１４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長岩里周英。それでは、今回２ページ目に別紙をお付けしておりますが、別冊で申し訳ございませんが右上に資料３と書かれました、内閣府が説明に使っております、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの概要と書かれました２枚物の資料のほうを先にご覧いただきたいと思っております。こちらは、いま申し上げました内閣府が説明に使っております資料の一部抜粋でございます。この制度の概要につきましては役員の皆さま方も新聞やテレビ、町の広報紙等でご存知の方も多いと思われますので、時間の関係もございまして省略をさせていただきまして、事業者として講じなければならない措置を中心にご説明させていただきたいと思っております。お手数ですが、１枚お開きいただきたいと思います。上のほうのページでございますが、事業者における個人番号との関わり（個人番号関係事務）というところでございます。まず、真ん中の所に会社と書かれたイラストがございますが、ここが今回、精華町社会福祉協議会と

読み替えをいただければと思います。イラストの下でございますが、丸印の所を朗読いたします。従業員等、有識者等の個人番号を法定調書（源泉徴収票、支払調書等）、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届などに記載して、行政機関等に提出することとなっております。これは来年１月から始まるという部分でございまして、当然、これに対応するために今後準備を整えなければならないということになっております。次に左側の所でございますが、こちらが個人情報を提出していただく対象者となっておりまして、上には有識者等と書かれております。例でございますが、原稿を依頼した際に報酬を支払う場合、講演会などで講師を依頼した場合などが想定されております。またその下でございますが、従業員等とございまして、当然給与支払いが生じます従業員と、それから扶養親族につきましても個人番号を社会福祉協議会のほうに提示していただくという流れになるかと思われます。法人といたしましては、法定調書を役所等に提出するためにこれを収集するということでございます。次に下のページ。取得という所でございますが、一番真ん中。上段でございますが、番号法で限定的に明記された場合という大前提がございますが、本人等から会社、すなわち精華町社協のほうに本人確認をしたうえで個人番号を提出、または提示していただくというものでございます。右側の会社の所を見ていただきたいと思います。上から、個人番号の提供の要求から始まります。１つ目の丸印ですが、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限って、本人などに対して個人番号の提供を求めることができるというものでございます。少し下がりまして、個人番号の提供の求めの制限という所をご覧いただきたいと思います。番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号の提供を求めてはなりません。次に、収集・保管制限です。番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。最後に本人確認でございます。本人から個人番号の提供を受けるときは、個人番号カードの提示等、番号法で認められた方法で本人確認を行う必要があります。こういったルールを法人として守りながら進めていくということでござ

います。最後のページになりますが、安全管理措置に関することでございます。上段のイラスト、会社と書いてございますが、この左上のほうに基本方針の策定と書かれたものがございますが、これに基づきまして今回、法人としての基本方針を提案させていただきたいというものでございます。一方、会社の右上のほうにございます取扱規程等の策定でございますが、こちらにつきましては日程的に、１２月理事会あたりに提案させていただきたいと考えているところでございます。少し、安全管理措置についてご説明をさせていただきたいと思います。イラストの下の所でございます。個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業者に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。その下、罫線で囲まれた所で６項目ほどございますが、まず左側の上段です。基本方針の策定特定でございます。個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要です。次に、取扱規程等の策定です。特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等を策定しなければなりません。次に、組織的安全管理措置です。組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し。右側に移りまして、人的安全管理措置です。事務取扱担当者の監督・教育。次に、物理的安全管理措置です。特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止、個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄。最後になりますが、技術的安全管理措置です。アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止ということが、今後、職場の中でルールを作っていかなければならないと定められているところでございます。これら安全管理措置が今後必要となる訳でございますが、まずは第１段階といたしまして基本方針の制定から進めたいと考えております。それでは誠にお手数ですが、議案書のほうにお戻

りいただきまして、別紙２ページの所をご覧いただきたいと思います。別紙、特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針（案）。社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、特定個人情報の適正な取扱いの確保について、組織として取り組むため、この基本方針を定めます。なお、この方針は先に定めている個人情報保護方針と併せて取り組みます。１、関係法令・ガイドライン等の遵守本会は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、個人情報の保護に関する法律、その他の法令及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）を遵守して、特定個人情報の適正な取扱いを行います。２、安全管理措置に関する事項。（１）本会は、事業内容及び規模を考慮した適切な特定個人情報の取得、利用及び提供を行い、法令に定められている場合を除き、特定個人情報の目的外利用は行いません。（２）本会は、特定個人情報の漏えい、滅失、き損の防止等の管理のために取扱規程を定め、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。３、改善。本会は、特定個人情報が適正に取扱われるよう、継続的な改善に取り組みます。また、改善した内容を本基本方針に随時反映します。４、ご質問等の窓口。本会における特定個人情報の取扱いに関するご質問や苦情に関しては、下記の窓口にご連絡ください。ここで１点、訂正がございます。策定日とございますが、今回制定ということでこの理事会に提案をさせていただいておりますので、制定日というふうにここで訂正をさせていただきたいと思っております。制定日、平成２７年１１月１日。社会福祉法人精華町社会福祉協議会、地域福祉課総務係。電話番号、０７７４－９４－４５７３。Ｅメール、vcseika@vesta.ocn.ne.jp。以上が基本方針の案でございますので、こちらの基本方針、１１月１日付け制定でご提案をさせていただきたいと思いますので、どうか可決承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議　　長　　ただいま１４号議案について事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

青木理事　　（挙手）

議　　長　　はい、青木理事。

青木理事　　今回マイナンバーの部分については、わかり難い部分がたくさんあると思います。その辺では、上部団体等含めて必要な研修とかそういうのは何回か持たれてるんですか。

議　　長　　事務局お願いします。

事務局長　　はい、議長。このマイナンバーの制度に関しましては夏頃から、上部団体にあたります京都府社協、それから京都府内の中でも社会福祉施設経営者協議会という団体もございまして、そういったところが役職員研修ということで何度か研修の機会を設けているところでございまして、わたくし自身も参加、出席もしておりますし、担当者につきましても、近隣の市町村社協との情報交換などを行いながら正確な情報の収集に努めているところです。併せまして、規則等、不備のないように環境を整えているような状況でございます。

議　　長　　はい。他にございませんか。

ご意見がなければ採決したいと思います。第１４号議案について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　　（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。第１４号議案について、全会一致により可決承認します。続きまして日程番号１１。第１５号議案、就業規則の一部改正についてに入らせていただきます。事務局から提案願います。

事務局長　　はい、議長。第１５号議案、就業規則の一部改正について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会就業規則の一部改正について、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成２５年法律第２７号）に基づいて、本会に勤務する職員が提出しなければならない書類として、個人番号の写しを追加するとともに、特定個人情報の不正取得の禁止及び守秘義務等について、就業規則に明記する必要が生じたためのものでございます。平成２７年１０月１４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長岩里周英。それでは、１ページ飛ばしていただきまして、

３ページにこの就業規則の一部改正の新旧対照表をご用意させていただいておりますので、こちらの表を用いてご説明させていただきたいと思います。左側が変更後の条文、右側が変更前の条文となっております。また、略として標記しております条文につきましては、変更が無いものとご理解いただきたいと思います。まず、右側変更前の所でございますが、第６条、採用時の提出書類という所でございます。職員として採用された者は、次の各号に掲げる書類を採用日から１週間以内に提出しなければならない。この中の第５号についてでございますが、健康診断書と現行では書かれております。ただし、実態といたしましては採用後に速やかに健康診断を受けさせて提出を求めているものでございまして、この文面からいたしますと、取りようによっては採用前の内定の段階で自己負担によって健康診断を受けさせて、採用後１週間以内に徴収すると読み取ることもできるため、誤解を招く可能性があると判断いたしまして削除させていただきたいものでございます。以下、１号ずつ繰り上げて、変更後の第７号をご覧いただきたいと思います。左側です。第７号に、個人番号カードまたは通知カードの写し。を追加します。それから、同条の第３項といたしまして、第１項第７号で取得する個人番号の利用目的は、職員として採用された者にあらかじめ通知するものとする。を追加します。４ページをご覧いただきたいと思います。遵守事項でございます。職員は次の事項を守らなければならない。ページ数で申しますと５ページに渡りますが、第１４号を新たに起こしたいと思っております。第１４号、自らの業務に関係のない特定個人情報を不当に取得しないこと。また、職務上知り得た特定個人情報を、職務の範囲を超えて組織内外を問わず他人に提示・利用・提供をさせないこと。を追加したいものでございます。それから、附則の一番下ですが、この規則は、平成２７年１１月　１日から施行する。を追加したいものでございます。誠にお手数ですが、２ページをご覧いただきたいと思います。いま、新旧対照表でご説明したものを文章化したものでございまして、記以下にそれを表しております。それから、改正案の全文につきましては別添と

させていただいておりますので、こちらのほうでご確認をいただきたいと思っております。以上、第１５号議案として提案させていただきたいと思いますので、可決承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議　　長　はい。第１５号議案について、事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

青木理事　（挙手）

議　　長　青木理事。

青木理事　第６条のね、第３項。これで、職員として採用されたいうのは、例えば来年の４月１日にＡ君を採用すると。現行の内容からいきますと３か月の試用期間がありますね。それも含まれるという理解でいいですね。

議　　長　事務局お願いします。

事務局長　はい。ご質問のとおりでございます。含まれます。

議　　長　他にございませんか。

ご意見がなければ採決したいと思います。第１５号議案について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　（全員挙手）

議　　長　ありがとうございました。第１５号議案について、全会一致で提案どおり承認します。続きまして日程番号１２。第１６号議案、非正規職員就業規則の一部改正についてに入らせていただきます。事務局から提案願います。

事務局長　はい、議長。第１６号議案、非正規職員就業規則の一部改正について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会非正規職員就業規則の一部改正について、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成２５年法律第２７号）に基づいて、本会に勤務する非正規職員が提出しなければならない書類として、個人番号の写しを追加するとともに、特定個人情報の不正取得の禁止及び守秘義務等について、就業規則に明記する必要が生じたためのものでございます。平成２７年１０月１４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長岩里周英。それでは、こちらの

資料につきましても、２ページ飛ばしていただきまして３ページからご覧いただきたいと思います。非正規職員就業規則の一部改正の新旧対照表をご用意させていただいております。左側が変更後、右側が変更前となっております。まず、第４条の採用でございます。変更後のほうでございます。本会への就職を希望する者は、次に掲げる書類を本会に提出しなければならない。ただし、本会が認めた場合は、一部を省略することがある。としまして、現行は第２項までという条文でございましたが、新たに第３項、第４項を追加したいものでございます。第３項、職員として採用された者は、次の各号に掲げる書類を採用日から１週間以内に提出しなければならない。第１号、誓約書。第２号、個人番号カードまたは通知カードの写し。第４項、前項第２号で取得する個人番号の利用目的は、職員として採用された者にあらかじめ通知するものとする。を追加させていただきます。４ページをご覧いただきたいと思います。服務、第９条です。職員は、本会の目的達成のため誠実に職務を遂行し、業務の正常な運営を図るとともに、次の各事項を守り、職場の秩序の保持に努めなければならない。この条文の後に、第９号を追加したいものでございます。第９号、自らの業務に関係のない特定個人情報を不当に取得しないこと。また、職務上知り得た特定個人情報を、職務の範囲を超えて組織内外を問わず他人に提示・利用・提供をさせないこと。最後に附則でございますが、この規則は、平成２７年１１月１日から施行する。を追加したいものでございます。先ほどの就業規則につきましては常勤職員に対します就業規則でございまして、今回、第１６号議案につきましてはパート職員等、非正規の職員の就業規則ということでございます。考え方といたしましては、個人番号カードなどの提供を義務付けるものと、守秘義務等を課すというものでございますので、内容といたしましては先ほどのものとほぼ同等ということでございます。それから２ページにつきましては、先ほど新旧対照表でご説明した内容を文章化したものとして記以下に表しております。こちらにつきましても改正案の全文をその後ろに添付させていただいておりますので、ご確認をいただ

きたいと思っております。以上が、第１６号議案として提案させていただくものでございますので、可決承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議　　長　はい。第１６号議案について、事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

青木理事　（挙手）

議　　長　はい、青木理事。

青木理事　今回ね、非正規職員の変更前から変更後で、新たに誓約書が入ってますね。正規職員は誓約書ありますけども、今回この誓約書入れたのはどういう理由なのか。また、正規職員の場合と非正規職員とは内容が違うのか。その辺について説明をお願いします。

議　　長　事務局。

事務局長　はい。ご質問ありがとうございます。もともと、正規職員につきましては非正規職員の就業規則と比べますとやや提出書類等も多いという状況でございましたが、いま現在、非正規。パートタイマー等でございますが、この中でも看護職や介護職などの専門職が増えてきておりまして、非正規、パートタイマーであっても仕事柄、利用者の個人情報を非常に多く知ったりする状況になってきております。同時に、関係法令のほうはどんどん厳しくなってきておりますので、正規か非正規かを問わず利用者、または住民の個人情報を取得した時にはその労働者に対して個人情報を漏えいしないという誓約書を徴収するということを昨今、義務付けされておりますので、この就業規則の改正の折に、個人番号カードに加えまして誓約書も提出させたいという考えのもと、改正案として提案させていただいているものでございます。

青木理事　（挙手）

議　　長　はい、青木理事

青木理事　わかりました。そういった部分での安全策というか、意識を高めてもらういうことですね。それと併せて、いま申されたように専門職関係がたくさん、パート等も含めて必要になってきますね。この非正規の場合については、免許なり資格の写しいうのは明記されてないということで、それは、その他必要とする書類という

中での扱いですか。

議　　長　　事務局

事務局長　　はい。こちらのほうにつきましては、同じく第４条の第１項第２号にございます、その他必要とする書類という中で徴収しているものでございます。

議　　長　　はい、他にございませんか。

ご意見がなければ採決したいと思います。第１６号議案について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　　（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。第１６号議案について、全会一致で可決承認されました。続きまして日程番号１３。諸報告に入らせていただきます。事務局から報告願います。

事務局長　　はい、議長。それでは、この理事会の時間をお借りいたしまして、事務局のほうから役員の皆さま方もろもろの報告事項を申し上げたいと思います。本日お手元にご用意させていただいておりますが、まず一番上に、平成２７年度重点事業の進捗状況についてと書かれました諸報告資料からご覧いただきたいと思います。こちらは９月末現在の実績。第２四半期分といたしまして、今年度の重点事業の進捗状況をまとめた表となっております。まず１番の、ふれあいサポート事業。地域福祉課の事業でございますが、今年度の目標が①利用者減免制度の導入と、②提供日時の拡大（充実）というものを目ざしているものでございます。１つ飛ばしまして、具体的計画の推進状況をご覧いただきたいと思います。①、これは利用者減免制度の導入に係る部分でございますが、上半期はふれあいサポート事業連絡会議を３回開催し、減免対象者や減免額等について協議した。来年１月から生活保護受給者を対象として、利用料１時間あたり３００円。現在７００円であるものを、４００円まで３００円減額するという案を検討しているところでございます。次に②でございますが、９月１８日、２９日の２回シリーズで協力会員養成講座を開催したところでございます。新たに５名が協力会員として登録済という状況です。一番右の結果・実績のところで申しますと、①につきましては現在、特段結果が出

ておりません。②につきましては、現在協力会員が１７名ということで５名新たに加わったという実績です。次に２番目の事業です。地域福祉活動ライブラリー。こちらは課を横断しましてチーム運営としているものでございます。目標等につきましては、年度内にこの地域福祉活動ライブラリーを完成させたいというものでございます。具体的計画の推進状況ですが、①６自治会の地域福祉活動の取り組みを現在記録済みでございます。引き続き、サロンや小地域福祉委員会の取り組みを映像で記録化していきたいと考えております。②各課の取り組み紹介ＶＴＲは、来年１月に作成する予定でございます。今回、地域福祉活動ライブラリーにおきましては、各自治会の中で取り組まれております福祉活動を中心に撮影をしたいと考えておりますが、同時に社会福祉協議会が実施している事業などにつきましても住民の皆さま方に知っていただきたいという思いがございますので、各課が取り組んでいる事業につきましても来年１月に作成と言いますか、記録して編集していきたいと考えております。その方法でございますが、③チームを編成し、映像記録を編集し、今年度中に窓口やホームページで閲覧できるしくみを作りたいと思っております。その他、研修やイベント等においてもこれら映像を活用していきたいと思っております。作成チームを編成したため、今月、１０月からチーム会議を開催する予定です。次に３番目の事業、居場所づくり支援事業です。こちらもチーム運営の事業です。目標等、①今年の７月から毎月実施したいというものと、②３か所の居場所設置を目標に掲げているところでございます。推進状況でございますが、①チーム会議を３回開催し、今年の７月から絆 Cafe を実施しているところです。②「高齢者等の居場所づくりを応援する人と団体の意見交換会」を来月１１月から開催する予定でございます。せいか社協だよりの８月号において、居場所づくりの協力を呼びかけたところ、８件の問い合わせがございました。内訳といたしましては、４件がボランティアとして参加したい方、残り４件は場所を提供したいという申し出でございました。今後につきましては、意見交換会を開催する中で多様な意見を吸収しながら、居

場所づくりに努めていきたいと考えております。実績の所でございますが、現在までに３回開催させていただいておりまして、初回７月は４０名のご参加、８月は３２名のご参加、９月は３０名のご参加をいただいたところでございます。なお、この実績の中には行政職員等、関係機関の職員と未就学児については除外させていただいておりますので、正味参加費を支払われてご参加いただけた方というものでございます。以下、４番目、５番目の事業につきましては担当課が通所介護課となっておりますので、担当課長に交代したいと思います。

谷川課長　はい。続きまして４番、通所介護事業のほうの報告をさせていただきます。目標を稼働率８０％と掲げて行っております。１つ飛ばしまして、具体的計画の推進状況をご覧ください。①せいか社協だより及びデイ通信など広報紙に事業紹介の記事を掲載し、啓発いたしました。ケアマネジャーの事業所には直接訪問し啓発を行いました。この７月から９月に関しましては、２名の新規契約者がございました。②サービスの質の向上に努めるということで、外部研修を受講。また、内部研修も実施いたしました。この内部研修に関しましては、職員の腰痛予防であったり認知症の病気の勉強会であったり、また、制度についての勉強会などを行いました。③夏祭りを開催いたしました。秋に芸術鑑賞会を計画しておりまして、啓発予定としております。具体的には、昨年度からですが、秋の芸術鑑賞会といたしまして、いま調整して決まっている日程のほうでご報告いたしますと、１０月２４日の土曜日に精華町少年少女合唱団、１４時から。１０月３１日の土曜日、東光小学校ウィンドアンサンブル。１１月７日土曜日、ダンスグループのチッパーということで、お子さんが来ていただいて利用者と交流をするということになっております。これらは土曜日で、引率される先生や親御さん達も来られ、デイサービスの良い啓発になると考えております。続きまして④、デイサービスセンター開設１０周年感謝祭を５月２４日に実施し、２００名ほどの来館者があり、事業の啓発をいたしました。結果、実績ですけれども、７７．３％となっております。こちらのほうは、４月から９月、

半年間の平均稼働率でございます。１．７％減となっておりますのは、４月から６月の稼働率に比べて、１．７％減ということになっております。こちらも目標を達成できるように、８０％を目ざして行っていきたいと思います。続きまして５番目。認知症対応型通所介護事業、ほっとぴあになります。こちらのほうは目標が稼働率７０％を掲げております。こちらも１つ飛ばしまして、具体的計画の推進状況ということで①、こちらも通所介護事業と同じく広報紙で啓発し、７月から９月で３名の新規利用者と契約しております。②こちらのほうは、ホームページに「ほっとぴあの１週間」として、引き続きサービスの提供状況を紹介しております。利用者に対しては、３Ａゲームと言う、認知症予防のゲームの実施回数を増やし、併せてその様子をご家族にお伝えしております。続きまして③、認知症実践者研修など外部研修も職員が受講しております。④は上の通所介護事業と同じになっております。結果、実績ですけれども、こちらのほうは目標に大きく及ばず、４７％になっております。こちらは１２名の定員と、小規模なデイサービスになりますので、１人、２人、入所されますと大きく稼働率が下がるということがあります。実人数を増やすように努力するということで、個別対応。認知症の症状がある方は困難な事例が多いので、個別対応を重点的に行い、ケアマネジャーさんに選んでいただけるようにということで頑張っていきたいと思います。一応新規ですけれども、４月から合計５人と契約をしているという状況で、稼働率を上げるように実施していきたいと思います。進捗状況については以上です。続きまして、入札結果及び結果ということでご報告させていただきます。こちらのほう件名が平成２７年度第１回通所介護事業送迎車両納車業務ということで、車のほうは、日産セレナの普通車のほうになっております。執行日です。平成２７年６月１日に行っております。開札場所は、精華町地域福祉センターかしのき苑で行っておりまして、４．契約金額は、月額 39,960 円のリース契約で、５年６か月の 2,397,600 円になっております。契約の相手方は、日本カーソリューションズ株式会社京都支店となっております。入札経過につき

ましては以下の４社ということで、１か所、失格となっております。予定価格、最低制限価格はこちらのほうに表記しておりますのでご確認ください。続きまして、１枚めくっていただきまして、入札結果及び結果。こちらのほうは件名、平成２７年度第１回公用車両納車業務。こちらのほうは、訪問介護係と通所介護係のほうで各１台ずつ軽自動車のアルトのほうの入札になっております。執行日は、平成２７年１０月６日。開札場所は、こちらは精華町社会福祉協議会デイサービスセンターになっております。４．契約金額は、月額 13,932 円、1 台のリース契約で、５年６か月になっております。金額は２台分で 1,671,840 円になっております。こちらの契約相手方は、株式会社トヨタレンタリース奈良となっておりまして、６．入札経過といたしまして表の４社となっております。１社辞退で、２社失格ということで落札されております。７．予定価格、８．最低制限価格は表記のとおりでございます。こちらの報告は以上です。続きまして１枚めくっていただきまして、指示書とありますが、こちらのほうをご覧ください。平成２７年９月１０日に、消防法第４条に基づき防火対象物のデイサービスセンターの立入検査、査察が行われました。結果２点の不備事項があり、速やかに改善する旨の指示があったということで報告させていただきます。指示事項につきましては、こちらの指示書の番号１から１０まで付いていますが、１．テナント名称、社会福祉法人精華町社会福祉協議会。違反事項が、警報設備：自動火災報知設備：感知器の不適ということで、こちらが、１階のリネン洗濯室の自動火災報知設備の感知器付近にある障害物を撤去することというご指摘で、感知器がリネン室の棚の上の天井に設置されているのですが、その真下に、紙おむつなどの障害となる物が置いてあったということで、こちらのほうはすぐ撤去させていただいております。２番目ですが、テナント名称は同じで、違反事項が、避難上必要な施設等の管理：廊下階段避難口等の管理：階段の管理ということで、こちらのほうが非常階段下にあるということで、センターの横に螺旋の非常階段があるんですけれども、そこの所にゴミの収集カートとポリバケツ１０個が置いてありま

して、そちらのほうが放火などされた場合に避難経路が断たれるということで、こちらのほうも移動するようにとご指摘がありまして、移動しております。これらの改善点を是正計画書として消防署に報告させていただいています。以上です。

事務局長　はい。次の資料に移りまして、右上、理事会諸報告資料と書かれました２点報告事項を記入した資料でございますが、１つ目が、平成２７年度社協会員の加入状況についてでございます。本年６月から実施している社協会費の納入状況について、次のとおり中間報告させていただきます。こちら数値は１０月９日現在のものでございます。普通会員２，０８８名、２，０９０口。賛助会員１１名、３３口。法人会員７９か所、５０５口。合計で申しますと、２，１７８名。こちらは法人箇所を含めております。口数は２，６２８口でございます。参考までに、今年度４２の自治会さまにご依頼をしておりまして、１０月９日現在１９の自治会さまから納入をいただいているところでございます。次に２点目でございます。第６４回京都府社会福祉大会について。去る平成２７年９月１７日、京都テルサにおいて開催されました第６４回京都府社会福祉大会において、本会関係者が京都府社会福祉協議会会長表彰を受賞されましたので、次のとおり報告します。表彰区分はいずれも、京都府社会福祉協議会会長表彰でございます。非表彰者、①谷川晴美（職員）。種別は社会福祉事業特別功労者としてでございます。次に②から⑬まではボランティア特別功労として受賞されておられますが、②きたいないきいきサロン、③光台五丁目いきいきサロン、④谷いきいきサロン、⑤菱田ふれあいサロン、⑥南稲いきいきサロン、⑦桜が丘二丁目いきいきくらぶ、⑧植田友遊サロン、⑨滝ノ鼻ひまわりサロン、⑩柘榴いきいきサロン、⑪北ノ堂ふれあいサロン、⑫僧坊ふれあいサロン、⑬桜が丘三丁目いきいきサロンチェリークラブ、⑭島村平男（寄付者）。種別は社会福祉事業協力者としてでございます。⑮岩井法子（寄付者）。同じく社会福祉事業協力者です。⑯増田権次（寄付者）。社会福祉事業協力者としてでございます。順不同・敬称略にてご報告させていただきます。それから次の資料でございますが、精華

町社会福祉協議会地区福祉推進委員被推薦者名簿とタイトルのあるものでございますが、左側、各小学校区に分けまして自治会別に新地区福祉推進委員の皆さま方のお名前を挙げさせていただいております。一番したの所、任期でございますが、平成２７年１０月２２日から平成２９年１０月２１日までの２年間となっておりますが、こちら、先般１０月４日にこの福祉委員の皆さま方にお集まりいただきまして会議を開かせていただいたところでございます。その場におきまして、各小学校区で理事候補者１名、評議員候補者３名ということで調整を願った訳でございますが、精北小学校区のみ出席者の中で評議員３名が出せなかったということで、先ほどご提案させていただきました評議員も１名欠員となっているところでございますが、この地区福祉推進委員さまに今後も調整をさせていただきまして、ご了承いただけた際には評議員としてまたご提案をさせていただきたいと思っております。なお、自治会の番号で申しますと３．中久保田自治会、１７．東自治会、３３．光台九丁目自治会、３５．トチノキ自治会の各自治会からは、現在調整中ということで後任の地区福祉推進委員の具体的な推薦書は現時点で提出いただけていない状況でございますが、併せてご報告をさせていただきます。それから次に、カラー刷りのチラシでございますが、「ゆるキャラグランプリ２０１５」参加決定と書かれたチラシでございます。約４年前にこの精華町社協のマスコットキャラクターどんちゃんを作った訳でございますが、このたび今年度のゆるキャラグランプリにエントリーしておりますので、この場をお借りいたしましてご報告させていただきます。投票につきましてはパソコンやスマートフォン、携帯電話などから投票していただける仕組みになっておりますので、またお時間がございました是非ともご協力をお願いいたします。次のチラシでございますが、「どんちゃん募金」で地域貢献しませんか？という呼び掛けのものでございます。現在精華町内で営業しておられます一部事業所さまの協力をいただきながら、いわゆる寄付つき商品の販売をお願いしているところでございます。その愛称として、どんちゃん募金と呼んでいる訳でございますが、こ

ちらのチラシの裏側をご覧いただきたいと思います。平成２５年９月、１番目の相楽福祉会さんが運営されております心のパン屋さんで、どんちゃんパンが始まった訳でございますが、平成２７年９月現在でございますが、５か所まで増えてきておりますので報告させていただきたいと思います。特に４番目のＮＰＯ法人プラッツおーぷんせさみさんにおかれましては、今年の５月からどんちゃんクッキーの販売にご協力をいただいておりまして、５番目の、同じくＮＰＯ法人プラッツカフェここらくさんにおきましては先月の９月から、お食事の際、おてふきの節約などのエコ活動で１回につき１０円の寄付をしていただけるという、どんちゃん募金に取り組んでいただいているところでございます。参考までに、この９月末日の累積募金額をご報告したいと思いますが、６２，０１０円ということでございます。今後につきましては、子供たちの安全を守るための活動に充当させていただきたいと考えております。それから次に、赤い羽根共同募金にご協力を！と書かれたチラシでございます。その横、右上の所にバーチャルキャルクターと言うんですが、初音ミクと書かれたマスコットのようなものがございますが、今年度につきましてはこういったキャラクターを好みそうな若年といいますか若い層にも共同募金を知っていただこう、広げていこうという趣旨で、全国展開もしている訳ですが、精華町におきましては初めてこの初音ミクとコラボレーションいたしまして、クリアファイルやピンバッチ、紙の募金箱などを募金と引き換えにお渡しする取り組みを考えているところでございます。こちらも裏面をご覧いただきますと、皆さまご存知のとおり１１月１５日にせいか祭り２０１５が開催されますので、こちらでもこの引き換えができるイベントブースを出展したいと思っております。また併せまして、昨年度実施いたしました精華町共同募金会と精華町社会福祉協議会のコラボ募金ということで缶バッジに自分のオリジナル写真を入れて作成するオリジナル缶バッジ募金も今年度も併せて実施する予定でございますので、お時間がございましたらけいはんなプラザ会場でございますが、お立ち寄りいただければと思っております。次に、精華お

もちゃ病院開院と書かれましたチラシでございます。写真に上書きしてある黒文字の所でございますが、子どもたちの大切なおもちゃを修理し物の大切さを教えながら子どもとふれあい交流する。というおもちゃ病院がこの１０月オープンいたしましたので、ご報告をさせていただきます。写真の下にございますように平成２７年１０月３日土曜日、午後１時３０分からプレオープンという形で実施させていただいております。下の青い文字の部分でございますが、活動日時は毎月第１土曜日を原則といたしまして、午後１時３０分から午後４時まで開院するものでございます。活動場所は、年内につきましては精華町役場２階の会議室をお借りしています。かしのき苑が工事中ということで、小さいお子さんがたくさんお見えになると事故やケガなどの心配もございますので、年内につきましては精華町役場で開催いたします。費用につきましては原則として無料で、ただし部品代等が発生する場合はあるということでございます。来年１月以降につきましては地域福祉センターかしのき苑で開院する予定です。参考までに、このおもちゃ病院に登録しているボランティアをおもちゃドクターと呼んでいる訳でございますが、登録者数２０名でスタートさせていただいております。第１回目の１０月３日の時には、１４件のおもちゃ修理が寄せられました。今後につきましても毎月１回開催させていただきますので、またご家族やご親族などにもご案内いただければと思っております。次に、精華町障害児者ふれあいのつどいと書かれましたチラシでございます。今年も１０月２５日日曜日にむくのきセンターにおきまして精華町障害児者ふれあいのつどいが開催されますので、役員の皆さま方にご報告を申し上げます。主催者でございます精華町障害児者ふれあいのつどい実行委員会、この中に精華町社協も参画しておりますので主催者という性格もございますが、今年度は中ほどお開きいただきますとプログラムの右に書いておりますように、ゆるキャラグランプリにも出場していることもございまして、今年はどんちゃんもこのつどいに参加する予定でございます。こちらの障害児者ふれあいのつどいにつきましては、障害児者の参加だけではなく住民、町民

と障がいのある方がふれあう機会としても位置付けられておりますので、役員の皆さま方におかれましてもお時間がございましたらこの日時、むくのきセンターのほうを少し覗いていただければと思っております。長々と恐縮でございます。最後になります。小冊子でございますが、３５周年記念誌と書かれた物でございます。昨年度、法人化３５周年を迎えた訳でございますが、年度末からこの記念誌を作成しておりまして、ようやく最終の印刷が刷り上がりましたので、大変遅くなりまして恐縮でございますが、役員の皆さま方の方に１ずつお渡しさせていただきたいと思います。もしこちらの記念誌、更に部数が必要ということでございましたら、お手数ですが事務局のほうまでお申し出いただければと思っております。以上、事務局からの諸報告でございます。

議　　長　　ありがとうございました。本日の案件は以上のとおりですが、全般的なところで理事、監事の皆さま方から何かご意見がございましたらお願いいたします。

ご意見等が無いようですので、以上をもちまして議長を降壇させていただきます。皆さまのご協力ありがとうございました。

以上、本理事会の案件は全て終了したので、午後７時５０分散会した。

上記の決議を証するため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

平成２７年１０月１４日

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

平成２７年度第２回理事会において

議　長　　印

署名人　　印

署名人　　印